

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方または雇用保険の特定受給資格者の方を、離職後3か月以内に、期間の定めのない条件で雇用保険の被保険者として雇い入れ、賃金を雇入れ前の賃金より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

■「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

■「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指し、証明書をお持ちです。

■「雇用保険の特定受給資格者」

事業所倒産等、一定の理由により離職した場合に該当します。詳細は下記リンク先を確認ください

※特定受給資格者および特定理由離職者の範囲の概要：https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_range.html

助成額（対象労働者1人あたり）

早期雇い入れ助成

通常	優遇助成※1
30万円	40万円

※1 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇い入れた場合に適用されます。

助成金の対象

労働者

貴社に雇い入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者（※）」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方

※再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

※雇入れ経路は問いません（ハローワークから紹介を受けずに雇い入れた場合も助成対象となる可能性があります）。

事業主

①「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主

※パートや準社員等の非正規雇用労働者であっても期間の定めのない条件であれば助成対象となり得ます。

②雇い入れた対象労働者について離職前の賃金額よりも5%以上高い賃金額（★）を支給する事業主

③当該労働者を、雇い入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主

★賃金額の比較について

●対象となる労働者について5%以上の賃金額増加をご検討の際には、応募者の協力を得て、再就職援助計画対象労働者証明書や前職の給与明細等をご確認ください。応募者の申し出だけでは正確な判定ができない点にご留意ください。

●賃金額の比較にあたっては「毎月決まって支払われる賃金」を用います。月ごとに支払われるか否かが変動するような手当（時間外手当、精動手当など）や労働者の個人的な事情により支給される手当（通勤手当、住宅手当など）は比較対象に含みませんのでご注意ください。

詳細は下部二次元バーコードからガイドブックp11ページをご参照ください。

人材育成支援 早期雇い入れ助成の対象者に対して、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合にも助成がありますので、詳細はガイドブックをご確認ください。

併給調整について 雇い入れを支援する他の助成金とは併給できない場合があります。

ガイドブックはこちらから→

